

### 事例3 「たばこの投捨てによる廃棄物置き場からの火災」

#### 概 要

この火災は、百貨店等の1階バックヤードの廃棄物置き場から出火したものです。

出火原因は、従業員が休憩中にバックヤードで喫煙し、その吸い殻を確認せずにごみ箱として使用している段ボール内に捨てたため、時間の経過とともにたばこの火種がごみ等に着火し出火したものです。

店舗内で接客中の従業員が、バックヤードの方が明るく見え、そこにある段ボールのごみ箱から、炎が上がっているのを発見しました。

火災を発見した従業員は、店舗内で作業していた同僚を呼び、2人で水道水をかけ消火し、その後、店舗内の電話で119番通報しました。

百貨店等は、「喫煙場所」が指定されており、また、従業員は特定の喫煙室以外での喫煙は禁じられています。

この火災は、たばこの吸殻を不適な処理を行ったため出火しています。

喫煙は、指定された場所で、喫煙方法を遵守することが義務づけられています。

消防計画を従業員に確認させてください。

写 3-1 出火したバックヤードの状況



写真 3-2 たばこ吸い殻が混入したごみの焼損状況

